秘密保持契約書

一宮市（以下「甲」という）と　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という）は、両当事者間で相互に開示される秘密情報の取扱いに関して、次のとおり秘密保持契約を締結する。

（目的）

第１条　本契約は、甲のシステム標準化に伴うデータ連携機能構築業務の企画提案に関し、乙が参加の検討（以下「本検討」という）を行う目的で、甲が開示する秘密情報の取扱いについて定める。

２ 本検討の期間（以下「本検討期間」という）は、2025年７月10日（木）から2025年７月24日（木）までとする。

（秘密情報）

第２条 秘密情報とは、本検討に関して乙が甲から開示を受ける秘密性を有する一切の営業上または技術上の情報である。。

２　 前項に加え、本契約の条項、条件並び本契約に基づく相手方との情報の授受及び打ち合わせの存在についても、本契約における秘密情報とする。

（適用除外）

第３条　以下の情報については本契約の秘密情報に含まれない。

1. 開示の時において公知である情報。
2. 乙への開示後に乙の責めに帰すべからざる事由により公知となった情報。
3. 乙が甲または第三者から守秘義務を負うことなく正当に入手した情報。
4. 乙が甲の情報によらず独自に開発した情報。
5. 甲が守秘義務の制約から除外することを書面により同意した情報。

２ 乙は、法令または裁判所もしくは官公庁の判決、決定、命令、その他により開示を要求された場合、必要最小限度の範囲で、甲の秘密情報を当該機関に対して開示することができる。ただし、乙は、かかる要求があった場合、法律上認められる範囲内で、その開示の前に相手方当事者に通知する。

（秘密保持）

第４条　 乙は、甲の事前の書面による承諾なく、秘密情報を第三者に対して開示してはならない。

２ 乙は、秘密情報を、本検討のために知る必要がある自己及び自己の関係会社の役員及び従業員、並びに弁護士、公認会計士、税理士等の外部専門家（以下、総称して「本検討関係者」という）に開示することができる。ただし、本検討関係者に対し、本契約に基づく秘密保持義務を遵守させることを条件とする。なお、「関係会社」とは、直接または間接的に、乙を支配し、乙に支配され、または乙と共通の支配下にある法人をいい、「支配」とは、会社が他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する場合、または他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合をいう。

３　 第１項に基づき、乙が本検討に必要な範囲において、甲に対して第三者への開示の承諾を求めた場合、乙が当該第三者に対して自らが負うのと同等の義務を課し、当該第三者の義務履行に責任を負うことを条件に、甲はこれを認める。

４　 乙は、本条に定める秘密保持義務を遵守するため、善良なる管理者の注意義務をもって秘密情報を管理する。

５　 乙は、本検討に必要な範囲において秘密情報を複製することができる。本項に基づき秘密情報を複製した場合は、乙は当該秘密情報に付された著作権表示その他の表示を当該複製物に付す。

（目的外使用の禁止）

第５条 乙は、甲の事前の書面による承諾なく、秘密情報を本検討以外の目的に一切使用してはならない。

（権利の保証）

第６条　甲は、自己の秘密情報を乙に開示する権利を自らが有することを保証する。

（損害賠償）

第７条 乙は、その責めに帰すべき事由により甲の秘密情報を漏洩し、その結果として甲が損害を被った場合は、甲に現実に生じた通常の損害を賠償する。ただし、予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については責任を負わない。

（秘密保持義務期間）

第８条 第４条及び第５条に定める乙の秘密保持義務の存続期間は、第１条第２項に定める本検討期間の終了日から２年間とする。

（情報の返還等）

第９条 乙は、第１条第2項に定める本検討期間の終了日が到来した場合、または本検討中に甲から秘密情報の返還請求が為された場合は、当該秘密情報の使用を直ちに中止し、受領した秘密情報を速やかに甲に返還し、または甲の指示に従って廃棄等を行う。なお、受領した秘密情報の複製物についても同様とする。作業実施後、情報を廃棄したことを甲に通知する。

（権利義務譲渡の制限）

第10条 いずれの当事者も、相手方当事者の事前の書面による承諾なく、本契約に基づく権利義務の全部または一部を第三者に譲渡しまたは承継させてはならない。

（合意管轄）

第11条 本契約もしくはその条項に関連して発生する紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所としてこれを解決する。

（協議事項）

第12条 本契約に定めのない事項に関して解釈に疑義が生じた場合については、甲乙双方で協議のうえ、円満にこれの解決を図る。

以上を証するため、本書の原本を２通作成し、両当事者記名・押印の上、それぞれが１通ずつこれを保有する。

2025年７月　日

（甲）　愛知県一宮市本町2丁目5番6号

一宮市

一宮市長　中野　正康 印

（乙）

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　 印